政令第二百六十一 号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令

内 閣は、 米穀等 \mathcal{O} 取引等に係る情報 の記 録及び産 地 情報 の伝達に関する法律 (平成二十一年法律第二十六

号) 第二条第一 項及び第三項並びに第十一 条第八項 か ら第十一 項までの規定に基づき、 この政令を制定する。

米穀を原材料とする飲食料 品

第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(以下「法」という。)第二条

第 項の 政令で定める飲食料品は、 次に掲げるものとする。

米穀粉、 米穀 \mathcal{O} V き割りしたも の及びミールその 他米穀を農林水産大臣が定める方法により 加 工 した

もの (これら \mathcal{O} 調製 食料品 (次号か ら第四号まで、 第六号及び第七号に掲げるものを除く。) であって

農林水産大臣が定める基準に該当するものを含む。)

米菓生地

 \equiv だんご もち

匹

五. 米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであって、粒状のもの(これを含む

料理その他の飲食料品を含む。)

六 米菓

七 米こうじ

八 清酒

九 単式蒸留しょうちゅう

十みりん

(指定米穀等)

第二条 法第二条第三項の政令で定める米穀等は、 米穀 (飼料用のものその他の食用に供しないものを除く

)及び前条各号に掲げるものとする。

0

(消費者庁長官に委任されない権限)

第三条 法第十一条第八項の政令で定める権限は、 同条第五項に規定する権限とする。

(権限の委任)

第四 条 法に規定する財務大臣 . の権限 (法第十一条第五項に規定するものを除く。) は、 国税庁長官に委任

す ただし、 財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

第五 条 法に規定する農林水産大臣 \mathcal{O} 権 限 のうち、 次の各号に掲げるものは、 当該各号に定める地方農 政局

長 12 委任 する。 ただし、 農林 水 産 大 臣 が 自 らその 権 限 を行 使することを妨 げ な \ <u>`</u>

法第

九

条第

項

 \mathcal{O}

規定

に

ょ

る勧

告

(米

穀事

業者

であって、

その

主

元る事

務

所

並

びに

事

業場

及び店

舗

が

(T) 地 方農政 局 の管轄区域内のみにあるものに関するもの (第七条第一 項本文 0 規定により 都道 府 県知

事 が 行うこととされる事務に係るものを除く。) に限る。) 当該 地方 農政 局

法第 九条第 項 \bigcirc 規定に よる前号に定める地方農政 局 長 \mathcal{O} 勧告 (第七 条第 __ 項 本文のは 規定により 同 項

第 号に定め る 都 道 府 県 知 事 が し た 勧告を含む。 に係 る)法第-九 条第二 項 \mathcal{O} 規 定 によ る 命 令 (米 穀 事 業

者で あって、 その主たる事 務 所並 び に事 ,業場; 及び)店舗 が \mathcal{O} 地方農政 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 角 \mathcal{O} み É あるも 。 に

関 けるもの (第七条第一項本 文の規定により都 道府県知事が 行うこととされる事務に係るものを除く。

に限る。) 当該地方農政局の長

 \equiv 法第十条第 項 \bigcirc 規定による米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者 (以 下 「米穀事業者

 \mathcal{O}

長

等」 という。 に対する報告の 徴収 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局

長

几 法第十条第 項 \mathcal{O} 規定による米穀 事業者等に関する立入検査 当該立入検 査 に係る場 所 \mathcal{O} 所在 地 を管

轄する地方農政局長

第六 条 第 匹 条 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ 国 |税庁 長官に委任され た権限のうち、 次 の各号に掲げるも のは、 当該各号に定

8 る者に委任する。 ただし、 国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げな

法第九条第 項 の規定による勧告 (米穀事業者であって、 その主たる事務所 並 びに事業場及び店 舗 が

 \mathcal{O} 玉 税 局 沖 縄 玉 税事 務 所を含む。 以下同 ľ の管 轄 区 域 内 \mathcal{O} み É あ るも \mathcal{O} に 関 するもの に 限 る。

当該国税局の長

法第 九 条第 項 \mathcal{O} 規定による前号に定め る国税局 \mathcal{O} 長 の勧告に係 る同条第二 項の規定に よる命令 (米

穀事 業 者であって、 その主たる事務 所並 立びに事 業場及び店 舗 が \mathcal{O} 玉 脱局 の管轄区域内の 4 にある ŧ $\tilde{\mathcal{O}}$

に関するものに限る。) 当該国税局の長

三

法第十条第 項の 規定による米穀事業者等に対する報告 \mathcal{O} 徴収 当該米穀事業者等 の主たる事 務 所の

所在 地を管轄する 国]税局長 (沖縄国税事務所長を含む。 次号に おお ·いて同じ。)

兀 法第十条第 項 \hat{O} 規定による米穀事業者等に関する立入検査 当該立入検査に係る場所の所在地 を管

轄する国税局長又は税務署長

(都道府県が処理する事務)

第七 条 法 に 規定す る農 林 水 産 大臣 0) 権 限 及び 法第 + 条 第 八 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に より消費者庁長官に委任され た 権

限 に に属す る事 務のうち、 次の各号に掲げるものは、 当該各号に定める都道府県知事 が行うこととする。 た

だ 第三号及び第四号に掲げる事務 (米穀事業者であって、 その主たる事務所並 一びに事業場及び店 舗 が

 \mathcal{O} 都 道 府 県 \mathcal{O} 区 域 内 \mathcal{O} みに あ るも \mathcal{O} (以 下 地地 域 米穀事業者」という。) が行う米穀等 \dot{O} 販 売 輸 入、

加 ヹ 製 造 又 は 提 供 \mathcal{O} 事 業 に 係 る ŧ \mathcal{O} に あ 0 て は、 法 \mathcal{O} 目 的 を達成するため 特 に 必 要が あ ると 認 8 る

に おけ る t \mathcal{O} に . 限 る。 につい ては、 消費者庁長官 文は 農 林 水産大臣が自ら行うことを妨げ な

法第 九条第 項 の規定による勧告 (地域米穀事業者に関するも のに限る。) に関する事 務 当該 都道

府県の知事

法第九条第 項 の規定による前号に定める都 道府県知事 \mathcal{O} 勧告に係る同条第二 項の規定による命令

地 域 米 穀事業者に関するも のに限る。 に関い する事務 当 該 都道府県 知 事

 \equiv 法第十条第 項 \mathcal{O} 規定による米穀事業者等に対する報告 の徴収に関する事務 当該米穀事業者等 の主

たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

兀 法 第 十条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る米 穀 事 業者等に関 する立 入検査 に関 する事務 当 該 立 入 検: 査 に係 る場場 所

の所在地を管轄する都道府県知事

2 前 項 本 文の場合に お いて は 法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関 す

る 規定 (法第十一条第三項及び第四 項 の規定を除く。 は、 都道府県知事に関する規定として都道府 県知

事に適用があるものとする。

3 都 道 府 県 知 事 は 第 項 本 文 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ 同 項 第 号又は 第二号に掲 げ . る事 務を行 0 た場合に は 内 閣

府 令 農 林 水 産省令で定めるところにより、 その内容を消費者庁長官及び 農林 水 (産大臣) に 報告 L なけ れ ば

ならない。

4 都道 府 県 知 事 は、 第 項本文の規定に より同 項第三号又は第四号に掲げる事 務 (同 項第 一号 又は第二号

に 掲 げげ る 事 務に係るものを除く。 を行っ た場合には、 農林水産省令で定めるところにより、 その結果を

農林 水産大臣に (当該事務が法第四条、 第八条又は第九条の規定の施行に関するものである場合にあ って

は、 内 閣 府令 農林水産省令で定めるところにより、 その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に) 報告

しなければならない。

5 消費者· 庁 長 官 又は農林水産 大臣 は、 地 域 米穀事業者につい て法第 十条第 項 \mathcal{O} 規 定に、 ょ る報 告 の徴 収 又

は <u>\f</u> 入 検 査 を行 0 た結 果、 当 該 地 域 米 榖 事 業者 が 法第八条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定を遵守 L 7 おらず、 又 は 正 当 な 理

由 がなくて法第九条第 項の規定による勧告に係 でる措置 (第 項本文の規定により同 |項第一号に定め る都

道 府県知 事 が した勧告に係るも 0 に限る。) をとってい ない と認めるときは、 その旨を当該 都道府県 知 事

に通知しなければならない。

6 第 項 \mathcal{O} 場 合に お 7 て、 消費者庁長官若 しくは 農林 水産大 臣 又は 都道 府県知事 が 同 |項第三号又は第四号

に 掲 げげ Ź 事 務を行うときは、 相互に密接な連携の下に行うものとする。

附則

(施行期日)

第 条 ک \mathcal{O} 政令は、 法の施行 の 日 (平成二十二年十月一日) から施行する。 ただし、 第二条、 第三条、 第

五. 条 (第一号及び第二号に係る部分に限る。)、 第六条 (第一号及び第二号に係る部分に限る。)、 第七

条 第 (第一号及び第二号に係る部分に限る。 第三項及び第五項 並びに附則第四 条 の規定は、 法附

則 第一 条第二号に掲げ る規定 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日 (平成二十三年七月一 旦 か ら施行する。

(経過措置)

第二 条 ک 0) 政 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 カ 5 前条、 ただだし 書に規 定す ∕る規. 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 0 前 日 ま で 0) 間 に お け る第七 条第

+ 項、 一条第八項の 第二項、 第四 規定により消費者庁長官に委任され 項 及び第六項の 規定の 適用 については、 、 た 権 限 同条第 とあるのは 項中 「農林・ 農 林 水 産大臣 水産大臣 0) 一の権 権 限 限 ٢, 及び 法 同 項 第

ただし 書中 「消費者庁長官又 は 農林 水 産大 臣 とあ り、 及 び 同条第二項 中 内内 閣 総 理大 臣 又は 農 林 水 産 大

臣」 とあ る \mathcal{O} は 一農 林 水 産 大 臣 と 同 条第四 項 中 同 項 第 三号又 は 第 匹 一号に 撂 げ る事 務 (同 項 第 号 又

は 第二 一号に · 掲 げ る事 務 況に係る ものを除く。)」 とあ るの は \neg 同 項第三号又は 第 匹 号に掲 げ る事 務

農 林 水産 大臣に (当該 事 務が 法第四条、 第八条又は第九条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行に関するものである場合にあっ て

は 内 閣 府令 農林 水 産省令で定めるところにより、 その結果を消費者庁長官及び農林 水 産大臣に) لح

あ るの は 農 林水産大臣に」と、 同条第六項中 「消費者庁長官若しくは農林水産大臣」 とあ るの は 農林

水産大臣」とする。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第三条 公益通報者保 護法別表第八号の法律を定める政令 (平成十七年政令第百四十六号) の一部を次のよ

うに改正する。

第四百二十二号の次に次の一号を加える。

四百二十二の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法

律第二十六号)

(消費者庁組織令の一部改正)

第四 条 消費者庁 組 織令 (平成二十一年政令第二百十五号) の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

五. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号

 \mathcal{O} 施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地 の伝達 (酒類の販売、 輸

入、 加工、 製造又は提供の事業に係るものを除く。 に関すること。